

## 各務原市企業立地助成要綱

(平成16年6月16日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内産業の振興と活性化を図り、もって市勢の進展に寄与することを目的とし、本市工業団地等への企業の立地を促進するため、各務原市企業立地助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。第8条において「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金)

第2条 市長は、対象区域内において操業を行う者で市長が認めるものに対し、予算の範囲内において助成金を交付することができるものとする。

2 助成金の額は、対象区域内での操業の開始に伴い、取得をした対象区域内における土地、建物及び償却資産に対して賦課された固定資産税の額の2分の1を上限とする。

3 助成金は、対象区域内での操業が開始された後初めて固定資産税が賦課された年度の翌年度より3年度を限度として交付するものとする。

(対象区域)

第3条 助成金交付の対象区域は、本市内において造成された工業団地等のうち市長が認めるものとする。

(事業者の資格)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 自ら所有する工場等を使用し、操業を行う者

(2) 総敷地面積を1,000㎡以上有する者

(3) 操業に伴い、当該工場等に常時10人以上の従業員を雇用する者

(4) 市税の滞納がない者

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）

又は公害防止に関する法令等の各種法令に違反していない者

(6) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23

日決裁）第3条に規定する暴排措置対象法人等でない者

(事前審査)

第5条 助成金の交付を受けようとする企業は、各務原市企業立地届（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、民間事業者等が造成する工業団地等で操業し、助成金の交付を受けようとするときは、各務原市企業立地助成金審査会設置要綱（平成21年2月18日決裁）に規定する各務原市企業立地助成金審査会の審査を受け、承認されなければならない。

（助成金の交付申請）

第6条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、各務原市企業立地助成金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、各務原市企業立地助成金交付決定書（様式第3号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、助成金を交付するに当たり、必要な条件を付することができる。

（手続の省略）

第8条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

（助成金の請求）

第9条 第7条の規定による通知を受けた補助事業者は、各務原市企業立地助成金交付請求書（様式第4号）により、助成金の交付の請求を行うものとする。

（変更の届出）

第10条 第6条の規定による申請をした事業者は、当該申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（助成金の交付の決定の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金の交付の決定を取り消し、若しくは交付を停止し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）事業用地の一部、又は全部をその事業以外の用途に供したとき。
- （2）区域内における事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態に至ったとき。
- （3）市税を滞納したとき。
- （4）事業を行うに当たり、この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(5) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(6) その他市長が助成措置を講ずることが不相当と認めたとき。

(報告及び立入調査)

第12条 市長は、補助事業者に対し、この要綱による助成措置の実施に関して必要な事項について報告を求め、又はその職員をして実地に立入調査をすることができる。

2 前項の規定により、立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があった場合は、これを提示しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月16日から施行する。

附 則 (平成17年5月31日決裁)

この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

附 則 (平成17年12月2日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成21年2月18日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成30年6月20日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）各務原市長

（届出者）住 所

事業者名

代表者名

㊞

電話番号

各務原市企業立地届

各務原市企業立地助成要綱第 5 条の規定により、下記のとおり企業立地届を提出します。

記

1. 工業団地の名称

2. 立地場所

（図面添付）

3. 敷地面積

m<sup>2</sup>

4. 建築施設名称及び面積

m<sup>2</sup>

（配置図面添付）

5. 生産開始予定年月

年 月

6. 業種名

7. 製造品等

8. 従業員数

人

\* 1～8 は立地先の情報を記載

その他添付書類 ①現在営業地での上記 2～8 を記載した事業概要書

②法人の履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）

③その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 各務原市長

住 所

(申請者) 事業者名

代表者名



各務原市企業立地助成金交付申請書

各務原市企業立地助成要綱第6条の規定により、各務原市企業立地助成金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 (C: 千円未満切捨て) 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業開始日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 前年度固定資産税等の内訳

投下固定資産	固定資産税課税標準額 (円)	固定資産税額 (円)	交付申請額 (円)
土 地		/	/
建 物			
償 却 資 産			
合 計	A: [千円未満切捨て]	B: $A \times 14 / 1000$ [百円未満切捨て]	C: $B \times 1 / 2$ [千円未満切捨て]

4 添付書類

- ① 市税の完納証明書及び助成対象固定資産の資産明細書（写し）
- ② その他参考資料

私は、上記補助金の申請をするにあたり、各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、私が所有する固定資産に係る書類の閲覧に関する一切の権限を委任します。

担 当 者	所属部署名		
	氏 名		
	TEL・FAX	<TEL>	<FAX>

様式第3号（第7条関係）

各務原市企業立地助成金交付決定書

第 号  
年 月 日

住 所  
事業者名  
代表者名  
様

各務原市長



年 月 日付けで交付の申請がありました各務原市企業立地助成金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 助成金の額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 付帯条件

様式第4号（第9条関係）

各務原市企業立地助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所

事業者名

代表者名

印

各務原市企業立地助成要綱第9条の規定により、下記のとおり各務原市企業立地助成金の交付を請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

振込先金融機関			
預金の種類	普通・当座	口座番号	.....
フリガナ 口座名義人			